平成２８年（フ）第３７９号
千葉県船橋市中野木２丁目25番10―302号
債務者　山上久美子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４０２号
千葉県浦安市堀江１丁目２番14―302号パークテラス堀江
債務者　池田　渉人
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８１号
札幌市北区篠路１条７丁目11番10号　コンフォート篠路１・７―203号
債務者　岩崎　吉紀
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１５号
札幌市豊平区水車町７丁目８番15号　ハイツセブン201号
債務者　本間　令仁
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号
群馬県藤岡市本郷1460番地１　中沢アパートＢ
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６０号
静岡県伊豆市修善寺1015番地の１
債務者　片岡　正和
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９７号
静岡県富士市今泉1841番地の２
債務者　坂野　信夫
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３３９号
京都市伏見区向島津田町163番地　八木荘Ａ104号
債務者　久ケ澤よし子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
京都市伏見区向島津田町163番地　八木荘Ａ104号
債務者　久ケ澤英樹
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
京都市南区久世殿城町575番地の３　向陽グランドハイツ204号
債務者　武岡　　等
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
京都市左京区岩倉三宅町357番地３
債務者　ブティックプリムラこと　山本　弘子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４６８号
京都市右京区西院久田町73番地40、前住所愛知県田原市高松町尾村崎28番地１
債務者　中島工業こと　中島　裕祐
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９４号
京都市上京区丸太町通智恵光院西入下る主税町1013番地
債務者　万木喜美子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９５号
京都市右京区山ノ内宮前町７番地　ウエストヴィラージュⅡ4064
債務者　藤林　久之
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９８号
京都市伏見区久我森の宮町４番地81
債務者　中西　実子（旧姓畑山・中村）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０５号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地21―104
債務者　石塚奈津代
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０６号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地21―104
債務者　石塚由美子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係